

掲示事項 指定居宅療養管理指導

1. 運営規程の概要

事業所名称	地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立阿南病院
指定事業所番号	2012516031
指定年月日	平成 12 年 4 月 1 日
事業所所在地	〒399-1501 長野県下伊那郡阿南町北條 2009 番地 1
代表者	田中 雅人
連絡先	TEL 0260-22-2121（代） FAX 0260-31-1014
事業所の通常の事業 実施地域	阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、飯田市（南信濃、上村地区）
営業日	月曜日～金曜日 （国民の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

2. 職員体制

職 種	勤務の形態・人数
医師	常勤 1 人以上
薬剤師	常勤 1 人以上

3. 利用料金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、基本利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額です。

項 目		基本利用料
医師が行う居宅療養管理指導料Ⅰ	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,150 円
	単一建物居住者 2 以上 9 人以下に対して行う場合	4,870 円
医師が行う介護予防居宅療養管理指導Ⅰ	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,150 円
	単一建物居住者 2 以上 9 人以下に対して行う場合	4,870 円
小規模事業所加算	1 月の延訪問回数が 50 回以下の小規模事業所である場合	基本利用料に 10%加算

項 目		基本利用料
薬剤師が行う居宅療養管理指導料Ⅰ	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,660 円
	単一建物居住者 2 以上 9 人以下に対して行う場合	4,170 円
薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導Ⅰ	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	5,660 円
	単一建物居住者 2 以上 9 人以下に対して行う場合	4,170 円
特別な薬剤（麻薬等）の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合		1,000 円
小規模事業所加算	1 月の延訪問回数が 50 回以下の小規模事業所である場合	基本利用料に 10%加算

4. 事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに事実確認を行い、市町村等関係機関及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。併せて、事故発生の原因を究明し、その再発防止に努めます。

5. 秘密の保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密を保持し、正当な利用なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

6. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の発生及び再発防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針及び委員会を整備し、職員に対する研修を実施します。
- (2) サービスの提供中に当該事業者職員又は家族、関係者による虐待を疑われる事案が発生した場合には、確実な虐待防止策を講じるとともに、市町村に報告します。

7. 苦情相談窓口

長野県立阿南病院 医療安全室 0260-22-2121

地域連携室 0260-22-2121

長野県国民健康保険団体連合会 相談窓口 026-238-1580

お住まいの市町村介護保険担当窓口